

平成21年度決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率について

平成22年9月16日

南相馬市総務企画部財務課

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	南相馬市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.58	20.00
連結実質赤字比率	—	17.58	40.00 *1
実質公債費比率	16.5	25.0	35.0
将来負担比率	117.1	350.0	

* 赤字額がないため「—」表示としている。

*1 本来 30%であるが、経過措置で H20：40%→H21：40%→H22：35%となる。

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

基準値以上の場合

⇒・財政健全化計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け 等

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準（国等の関与による確実な再生）

基準値以上の場合

⇒・財政再生計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け
・計画について国への協議 ・地方債の制限（国の同意を得ていない場合）等

4 指標とも「早期健全化基準」に該当しない状況である。

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

*資金不足額がないため「—」表示としている。

○経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準

基準値以上の場合

⇒・経営健全化計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け 等

全ての会計において「経営健全化基準」に該当しない状況である。

3 各健全化判断比率の算定内訳

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 一般会計等の赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど財政状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

区 分	H21 a	H20 b	差引 (a-b)
実質赤字比率	-3.64	-3.30	-0.34
早期健全化基準	12.58	12.60	-0.02
財政再生基準	20.00		

- * 実質収支額が黒字のため、実質赤字比率をマイナス表示にしている。
- * 早期健全化基準は、財政規模に応じ 11.25%から 15%となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額

(単位：千円)

会 計 名		H21実質収支額 a	H20実質収支額 b	差引 (a-b)
一般会計等	一般会計	656,487	583,760	72,727
	属する特別会計			
	育英資金貸付特別会計	2,868	3,550	-682
	亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計	3,066	2,189	877
	工場用地等整備事業特別会計	1,419	665	754
	公共用地先行取得事業特別会計		0	—
合計		663,840	590,164	73,676
実質赤字額		-663,840	-590,164	-73,676
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）		18,233,133	17,863,681	369,452
実質赤字比率（%）		-3.64	-3.30	-0.34

一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支額はいずれも黒字である。

平成20年度と比較すると、一般会計における実質収支額が増加したことにより黒字率が増加した。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- 一般会計等に加え、国民健康保険特別会計、水道事業などのすべての公営事業会計を合算し、市全体としての赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど財政状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

区 分	H21 a	H20 b	差引 (a-b)
連結実質赤字比率	-22.07	-19.32	-2.75
早期健全化基準	17.58	17.60	-0.02
財政再生基準	40.00		

* 実質収支額、資金不足・剰余額が黒字のため、連結実質赤字比率をマイナス表示にしている。

* 早期健全化基準は、財政規模に応じ 16.25%から 20%となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円)

会 計 名		H21実質収支額、 資金不足・剰余額 a	H20実質収支額、 資金不足・剰余額 b	差 引 (a-b)			
一般会計等		663,840	590,164	73,676			
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計	301,068	163,445	137,623			
	介護保険特別会計	61,888	62,620	-732			
	後期高齢者医療特別会計	514	889	-375			
	老人保健特別会計	243	-14,763	15,006			
	介護サービス事業特別会計	0	0	0			
	公 営 企 業 会 計	法 適	水道事業会計	1,501,851	1,297,407	204,444	
			工業用水道事業会計	270,798	166,345	104,453	
			病院事業会計	944,683	966,405	-21,722	
			下水道事業会計	269,574	211,279	58,295	
			訪問看護事業会計		0	—	
			法 非 適	簡易水道事業特別会計	6,969	6,725	244
				農業集落排水事業特別会計	2,788	2,418	370
合 計		4,024,216	3,452,934	571,282			
連結実質赤字額		-4,024,216	-3,452,934	-571,282			
標準財政規模		18,233,133	17,863,681	369,452			
連結実質赤字比率 (%)		-22.07	-19.32	-2.75			

全ての会計において、実質収支額、資金不足・剰余額が黒字であるため、連結実質赤字比率は黒字である。

平成20年度と比較すると、各会計においてそれぞれ増減はあるものの全体として黒字額が増加した。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- 地方債の返済額及びこれに準ずる額の負担の程度を示すもので、数値が大きいほど負担が重いことを表す。

(単位：%)			
区 分	H21 a	H20 b	差引 (a-b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	16.5	16.7	-0.2
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -
(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3カ年平均)}}$$

・ 準元利償還金 : ③から⑦までの合計額

- ③ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ④ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ⑤ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ⑥ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑦ 一時借入金の利子

(単位:千円、%)

実質公債費比率分析	21(単年度)		20(単年度)		19(単年度)	
	算定額	分母比	算定額	分母比	算定額	分母比
分子(①~⑦) - 控除額計A)	2,441,354	15.7	2,554,003	16.7	2,605,350	17.2
① 元利償還金の額 (繰上償還額等の額に係る分を除く)	3,655,840	23.5	3,702,593	24.2	3,619,547	23.9
② 積立不足額を考慮して算定した額	1,454.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	6,666.7	0.0	6,666.7	0.0	6,666.7	0.0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,176,240	7.6	1,177,908	7.7	1,179,340	7.8
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	28,602	0.2	29,475	0.2	31,152	0.2
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	515,220	3.3	503,761	3.3	569,892	3.8
⑦ 一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	0	0.0
控除額計 A (⑧~⑭) (基準財政需要額に算入された額)	2,942,669	18.9	2,866,401	18.8	2,801,248	18.5
⑧ 特定財源の額	276,934	1.8	279,780	1.8	280,763	1.9
⑨ 事業費補正算入	756,656	4.9	790,124	5.2	863,732	5.7
⑩ 事業費補正算入(準元利償還金分)	457,300	2.9	483,160	3.2	538,439	3.6
⑪ 災害復旧費等	1,272,252	8.2	1,144,620	7.5	949,220	6.3
⑫ 災害復旧費等(準元利償還金分)	21,981	0.1	24,757	0.2	28,787	0.2
⑬ 密度補正算入	31,599	0.2	31,591	0.2	31,416	0.2
⑭ 密度補正算入(準元利償還金分)	125,947	0.8	112,369	0.7	108,891	0.7
分母(⑮~⑰) - (控除額計 A - ⑧))	15,567,398	100.0	15,277,060	100.0	15,156,668	100.0
⑮ 標準税収入額等	10,806,213	69.4	11,530,872	75.5	11,554,418	76.2
⑯ 普通交付税額	6,320,146	40.6	5,619,683	36.8	5,361,381	35.4
⑰ 臨時財政対策債発行可能額	1,106,774	7.1	713,126	4.7	761,354	5.0
控除額計 A - ⑧	2,665,735	17.1	2,586,621	16.9	2,520,485	16.6
実質公債費比率(単年度)	15.68248		16.71789		17.18946	
実質公債費比率(3ヶ年平均)	16.5					

実質公債費比率(H19~H21の3ヶ年平均値)は16.5%であり、早期健全化基準を下回った。

平成20年度と比較すると、単年度ベースで1.0ポイント、3ヶ年平均値で0.2ポイント低下した。

これは元利償還金、準元利償還金が微減した影響もあるものの、大きくは生活防衛のための緊急対策に基づく地方財源の充実により普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額が増加したことによるものである。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- 地方債など将来負担すべき額の残高の程度を示すもので、数値が大きいほど今後の負担が重いことを表す。

(単位：%)

区 分	H21 a	H20 b	差引 (a-b)
将来負担比率	117.1	129.3	▲ 12.2
早期健全化基準	350.0		

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$

・ 将来負担額：①' から⑧' までの合計額

- ①' 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②' 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③' 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④' 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤' 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥' 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦' 連結実質赤字額
- ⑧' 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：①' から⑥' までの償還額等に充てることのできる
地方自治法第241条の基金

(単位:千円、%)

将来負担比率分析	21		20		21-20	
	算定額	分母比	算定額	分母比	増減	対前年度増減率
分子(B-C)	18,241,925	117.1	19,758,667	129.3	▲1,516,742	▲7.7
将来負担額 B (①'~⑧')	58,634,808	376.7	58,540,033	383.2	94,775	0.2
①' 地方債の現在高	35,996,285	231.2	34,864,510	228.2	1,131,775	3.2
②' 債務負担行為に基づく支出予定額	2,849,965	18.3	3,312,205	21.7	▲462,240	▲14.0
③' 公営企業債等繰入見込額	13,572,984	87.2	13,540,752	88.6	32,232	0.2
④' 組合等負担等見込額	251,839	1.6	256,925	1.7	▲5,086	▲2.0
⑤' 退職手当負担見込額	5,963,735	38.3	6,565,197	43.0	▲601,462	▲9.2
⑥' 設立法人の負債額等負担見込額	0	0.0	444	0.0	▲444	皆減
地方道路公社	0	0.0	0	0.0	0	-
土地開発公社	0	0.0	0	0.0	0	-
第三セクター等	0	0.0	444	0.0	▲444	皆減
⑦' 連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	-
⑧' 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
充当可能財源等 C (⑨'~⑪')	40,392,883	259.5	38,781,366	253.9	1,611,517	4.2
⑨' 充当可能基金	5,062,026	32.5	5,307,141	34.7	▲245,115	▲4.6
⑩' 充当可能特定歳入	2,705,711	17.4	2,597,976	17.0	107,735	4.1
うち都市計画税	2,130,484	13.7	2,032,644	13.3	97,840	4.8
⑪' 基準財政需要額算入見込額	32,625,146	209.6	30,876,249	202.1	1,748,897	5.7
分母(標財 - (控除額計 A-⑧))	15,567,398	100.0	15,277,060	100.0	290,338	1.9
標準財政規模	18,233,133	117.1	17,863,681	116.9	369,452	2.1
控除額計 A-⑧(再掲)	2,665,735	17.1	2,586,621	16.9	79,114	3.1
将来負担比率	117.1		129.3		▲12.2	

将来負担比率は117.1%であり、早期健全化基準を下回った。

平成20年度と比較すると、12.2ポイント低下した。

これは地方債の現在高は増加したものの、

- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額の減少
- ・ 職員数削減、給料表の減額改定に伴う退職手当負担見込額の減少
- ・ 交付税措置率の高い合併特例債、臨時財政対策債残高の割合が増加したことに伴う基準財政需要額算入見込額の増加
- ・ 標準財政規模の増加

などにより低下したものである。

4 資金不足比率の算定内訳

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

- 公営企業の事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、数値が大きいほど経営状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

会 計 名		H21 a	H20 b	差引 (a-b)
法 適	水道事業会計	-148.2	-129.2	-19.0
	工業用水道事業会計	-65.3	-38.2	-27.1
	病院事業会計	-24.9	-25.8	0.9
	下水道事業会計	-41.9	-33.6	-8.3
	訪問看護事業会計		0.0	-
法 非 適	簡易水道事業特別会計	-18.5	-18.0	-0.5
	農業集落排水事業特別会計	-6.4	-5.8	-0.6
経営健全化基準		20.0		

*資金不足額がないため、マイナス表示にしている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額（法適用企業） = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業） = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(単位:千円、%)

会 計 名		資金不足額・ 剰余額 ア	事業の規模 イ	資金不足比率 ア/イ×100
法 適	水道事業会計	-1,501,851	1,013,187	-148.2
	工業用水道事業会計	-270,798	415,005	-65.3
	病院事業会計	-944,683	3,797,182	-24.9
	下水道事業会計	-269,574	643,576	-41.9
法 非 適	簡易水道事業特別会計	-6,969	37,625	-18.5
	農業集落排水事業特別会計	-2,788	43,603	-6.4

*資金不足額がないため、マイナス表示にしている。

資金不足比率については、各会計においてそれぞれ増減はあるものの、資金不足を生じていないため、「経営健全化基準」に該当しない状況である。

【参考資料】

○ 南相馬市における健全化判断比率等の対象会計等

会計名等		適用範囲				
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	育英資金貸付特別会計				
		亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計				
		工場用地等整備事業特別会計				
公営事業会計	法非適	国民健康保険特別会計	資金不足比率			
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
		老人保健特別会計				
		介護サービス事業特別会計				
	公営企業会計	法非適		簡易水道事業特別会計		
				農業集落排水事業特別会計		
		法適		水道事業会計		
				工業用水道事業会計		
				病院事業会計		
				下水道事業会計		
一部事務組合・広域連合	相馬地方広域市町村圏組合					
	相馬地方広域水道企業団					
	福島県後期高齢者医療広域連合					
	福島県市民交通災害共済組合					
	福島県市町村総合事務組合					
地方公社等	相馬地方土地開発公社					

*法非適用の介護サービス事業特別会計については、決算統計上は「公営企業会計」として取り扱うことになっているが、財政健全化判断比率等算定上は公営企業以外の公営事業会計として取り扱うため、資金不足比率の算定対象にはならないものである。